

政令第百十六号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第三項第三号、第五条第一項及び第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「限る。」の下に「及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第二条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症（次条において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）」を加える。

第三条第一項中「にあつては、インフルエンザ」を「又は新型コロナウイルス感染症にあつては、当該疾病」に改め、同項の表Hib感染症の項中「生後六十月」を「、生後九十月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月」に改め、同表に次のように加える。

新型コロナウイルス	一 六十五歳以上の者
イルス感染症	二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害

又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

第三条第二項中「及びインフルエンザ」を「インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症」に改める。

第十一条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十五万八千八百円」を「百二十九万八千四百円」に改め、同号ロ中「百六千八百円」を「百三万八千円」に改め、同項第二号イ中「百六十一万七千六百円」を「百六十六万九千二百円」に改め、同号ロ中「百二十九万三千六百円」を「百三十三万四千四百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「四百二万四千八百円」を「四百十五万三千二百円」に改め、同号ロ中「三百二十一万八千四百円」を「三百三十二万二千八百円」に改め、同号ハ中「二百四十一万四千四百円」を「二百四十九万二千二百円」に改め、同項第二号イ中「五百十七万五千六百円」を「五百三十四万円」に改め、同号ロ中「四百十三万八千八百円」を「四百二十七万二千元」に改め、同号ハ中「三百十万四千四百円」を「三百二十万二千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千五百二十万円」を「三千六百三十万円」に改め、同号ロ中「二千六百四十万円」を「二千七百二十万円」に改め、同項第二号中「四千五百三十万円」を「四千六百七十万円」に改める。

第十八条中「二十一万二千元」を「二十一万五千元」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百八十七万五千二百円」を「二百九十六万六千四百円」に改め、同項第二号中「二百二十九万九千二百円」を「二百三十七万三千六百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百五十一万四千元」を「二百五十九万四千四百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百五十四万二千元」を「七百七十八万三千二百元」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第十一条の規定は、令和六年四月以後の月分の予防接種法（以下この条において「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2 改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十一条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下この項において「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第十七条第四項、第十八条及び第二十六条第三項の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を削る。

附則第一条ただし書中「（以下「改正法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。